

31 教職員配置の充実改善について

(文部科学省関係)

要望内容

教育上の課題解決と働き方改革に向けた教職員定数の加配定数措置の拡充

- 1 生徒指導体制の強化
- 2 少人数学級編制の実施

(要 旨)

1 生徒指導体制の強化

近年、教育現場においては、いじめの対応を始め、不登校や児童虐待、ヤングケアラー等の課題を抱える児童生徒への対応等、解決すべき課題が複雑化・多様化しています。

こうした課題に対応し、児童生徒の豊かな学びを実現するためには、教員の加配措置による生徒指導主事等の専任化が重要となるとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が教員と連携し、課題の解決に当たることができる「チームとしての学校体制」を早急に構築する必要があります。

つきましては、これらの教員の専任化に伴う加配定数を更に拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 少人数学級編制の実施

本市では、平成20年度から、個に応じたきめ細かな指導により、基礎学力の確実な定着に取り組む学校を支援するため、小学校2年生から中学校1年生において35人を上限とする少人数学級編制を実施しています。

こうした中、令和7年6月13日付けで閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、令和8年通常国会へ義務標準法改正案を提出し、財源確保と併せて、令和8年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善等を含め学校の望ましい教育環境や指導体制を構築するという取組方針が示されたところです。

一方で、こどもたちが抱える様々な課題の複雑化・困難化や、学校や教員に対する期待の高さなどにより教員の負担は増大しており、今後、発達段階に応じて30人学級を導入するなど、更なる少人数学級の推進についても検討していただきますようお願いいたします。